

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【公開番号】特開2018-188692(P2018-188692A)

【公開日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2018-046

【出願番号】特願2017-90766(P2017-90766)

【国際特許分類】

C 2 2 C	1/05	(2006.01)
C 2 2 C	1/10	(2006.01)
B 2 2 F	1/00	(2006.01)
B 2 2 F	3/24	(2006.01)
C 2 3 C	8/24	(2006.01)
C 2 2 C	14/00	(2006.01)
C 2 2 C	32/00	(2006.01)

【F I】

C 2 2 C	1/05	E
C 2 2 C	1/10	J
B 2 2 F	1/00	M
B 2 2 F	1/00	P
B 2 2 F	1/00	R
B 2 2 F	3/24	K
C 2 3 C	8/24	
C 2 2 C	14/00	Z
C 2 2 C	32/00	H

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月5日(2019.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

T_iよりなるT_i原料粉末と、M_oよりなるM_o原料粉末と、N_iよりなるN_i原料粉末と、S_iC，T_iC，T_iB₂，M_oBより選ばれる少なくとも1種のセラミックス粉末と、のみから得られる焼結体よりなり、

全体を100質量部としたときに、N_iを0.1～9質量部で含有するとともに、前記セラミックス粉末を1～15質量部で含有することを特徴とする金属基複合材。

【請求項2】

気孔率が0.5%以下である請求項1記載の金属基複合材。

【請求項3】

窒化処理が施されている請求項1又は2記載の金属基複合材。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決する本発明の金属基複合材は、TiよりなるTi原料粉末と、MoよりなるMo原料粉末と、NiよりなるNi原料粉末と、SiC, TiC, TiB₂, MoBより選ばれる少なくとも1種のセラミックス粉末と、のみから得られる焼結体よりなり、全体を100質量部としたときに、Niを0.1～9質量部で含有するとともに、セラミックス粉末を1～15質量部で含有することを特徴とする。

本発明の金属基複合材によると、緻密な組織となることで、硬度（及び強度、耐摩耗性）が向上する。